

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境や市場の変化、顧客の動向にすばやく対応するため、経営判断の迅速かつ適正な意思決定をはかると同時に、経営の透明性・健全性の確保により、経営の監視機能を強化する等の観点から、コーポレート・ガバナンスは、経営上の重要課題と認識し、取締役会、監査等委員会および内部監査部門等の機能向上、連携強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社では、多様性の確保については、性別や国籍等の属性別で考えるのではなく、全体を通じた個々の能力を適正に評価した上で、個人の属性に関わらず中核人材と位置付け、管理職を任せられる人材には相応のポジションで処遇しております。従いまして、業種柄現時点においては数値目標等は設定しておりません。なお、27名の管理職者のうち、7名が中途採用であり、2名が女性、1名が外国人であります。「ゆるぎない品質の精密機械で産業の発展に貢献する」という基本方針のもと多様な人材確保は重要課題と認識しており、入社時研修制度や、人権研修、多様性を受け入れるための研修等を実施して人材育成、環境整備に取り組んでおります。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬】

取締役報酬は金銭による基本報酬(賞与を含む。)と株式報酬(譲渡制限付株式報酬)であります。また、取締役(監査等委員)報酬は基本報酬のみであります。持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして株主のみならず目線で機能する客観性、透明性のある株式報酬制度も導入いたしました。直接的な業績連動方式ではないものの、中長期的な当社の成長に資する報酬制度であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有株式につきましては、事業シナジーや企業連携が見込め、発行会社との取引関係の維持・拡大を通じた中長期的な企業価値の向上を保有目的とし、適時取締役会にて、保有意義・目的などの定性面に加えて関連する収益や受取配当金などのリターンおよび資本コストを踏まえ、保有の合理性について総合的に検証し、保有継続につき見直しを行っております。また、保有意義が認められなくなった銘柄については、必要に応じて保有株式の売却を検討いたします。なお、その議決権の行使につきましても、取締役会にて、当社の企業価値向上の観点から検討を行い、対応しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者取引につきましては、法令の定めるところにより、利益相反とならないようあらかじめ取締役会の承認を必要とすると同時に、四半期決算ごとに各取締役から、書面にて当該取引の有無を申告のうえ、内容を確認する等厳格な運営を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございません。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1)経営理念は、当社ホームページ上で開示しております。経営戦略等につきましては、決算短信等において詳述しております。
- (2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、「浜井産業 コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、当社ホームページ上で開示しております。
- (3)役員の報酬等の決定につきましては、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」1. 機関構成・組織運営等に係る事項「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。
- (4)取締役会が取締役候補の選任、指名を行う場合は、取締役会においてその職責・実績などの観点から、下記の選任・解任基準に照らし合わせて事前に十分な協議を行った上で、任意の指名・報酬諮問委員会に諮問の上、答申を受け、その答申内容を踏まえ決議をおこなっております。また、執行役員等の経営幹部の指名については、推薦者たる取締役が、その対象者の選任理由につき、取締役会で説明を行い、十分な議論を尽くした上で、選任しております。

取締役の選任基準:

1. 当社経営理念を十分に理解し、体現できる優れた人格・見識を有すること
2. 企業価値向上のための意思決定、監督を行い、当社取締役会に貢献できる経験・知見を有していること

取締役の解任基準:

1. 反社会的勢力および社会的に非難されるべき関係が認められる場合
2. 重大な法令違反への関与が認められるなどして、当社に多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせた場合
3. 取締役選任基準の要件を明らかに満たすことが難しい場合

(5)各取締役につきましては、その略歴を招集通知にて記載し、更に社外取締役については招集通知にて選任理由を記載し、株主総会においてそれぞれの選任理由を説明しております。

【補充原則3 - 1 - 3 サステナビリティについての取組み等】

当社は、以下のサステナビリティ基本方針を定め、事業活動を通じて持続可能な社会の実現への貢献と自らの企業価値向上の両立をはかり、併せて地球環境や社会を取り巻く課題の解決を目指してまいります。

< サステナビリティ基本方針 >

当社は、創業以来、「ゆるぎない品質の精密機械で産業の発展に貢献する」を企業理念として事業に取り組んでまいりました。この理念のもと、「ものづくり」を通じて、企業価値の向上と持続可能な社会の実現に努めてまいります。

なお、サステナビリティ基本方針に基づき、その実現に向け活動する各部門の活動状況を管理し、目標達成を支援するため、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を執行役員会に併せ月1回開催し、活動状況を把握しております。これにより、サステナビリティ関連のリスクを管理するとともに、各部門の取り組みを評価し、その結果を全取締役役に報告しております。

また、具体的な社会課題解決の指針として以下のSDGs基本方針を定め、日々の事業活動の中で目標を定め活動してまいります。また、人材の多様性の確保を含む人材の育成方針および知的財産への投資については、以下のとおりであります。

< SDGs基本方針 >

当社は、脱炭素社会・環境保全等への取組を通じて、国土・地域社会への貢献を図り、多様な人材の活用や循環型社会の実現への貢献を通じて、信用・信頼に基づく経営を実現してまいります。

具体的には、「環境問題への対応」「質の高い教育の提供による人材育成」「地域・社会への貢献」の3つのテーマについて、各部門長がリーダーとなり、具体的な課題を設け目標を達成すべく取組中であります。

結果の検証・活動の修正等につきましては、月1回開催のサステナビリティ委員会の場で議論することで、より実効性を高めております。

< 人材の育成方針 >

当社の成長の源泉は、「人材」にあるという認識の下、技術員、海外営業部員等の性別・国籍を問わず積極的に採用しておりますが、さらに女性労働者の割合を増やし、人材の多様性を確保していくための取組として、女性が少ないまたは少ない部門(製造職・技術職)に対して女性の配置転換を積極的に行い、女性が就業しやすい環境の整備を進めることで、女性の新規採用を増やしてまいります。また、採用した人材の育成についても、各部門で積極的にリスティングや有用な外部セミナーの受講、社内のDX化の推進等に取り組んでまいります。

< 知的財産への投資 >

知的財産への投資については、知的財産委員会を設け、特許の申請や当社および他社の特許の侵害がないかについてチェックをし、積極的に取り組みを実施しております。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定機能と業務の執行機能を分離しており、取締役会にて意思決定に関する議論を行っております。また、業務執行の委嘱範囲は、社内規程等で定めており、現状では、経理部長、工場長兼技術本部長、営業本部長、生産本部長の職務が一部の取締役に委嘱されております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役を選任する際の基準として、金融商品取引所が定める独立性判断基準を充たすことに加え、以下の「社外取締役を選任するための独立性に関する方針」を決め運用中であります。

- (1) 社外取締役は、様々な分野に関する豊富な知識と経験を有するものから選任し、中立的・客観的な視点から業務を行うことのできるものであること。
- (2) 社外取締役選任の目的(独立して経営の監視、チェックにあたる)に適うよう、その独立性に留意し、実質的に独立性を確保し得ないものは、対象外とする。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の構成についての考え方等】

当社は、当社企業価値向上の実現に求められるスキルを備えた人材を取締役に配置しております。

また、独立社外取締役は、他社での経営経験を有する者を含んでおります。

取締役のスキル・マトリックス

	企業経営 経営戦略	国際事業 海外知見	財務戦略 会計	技術・品質 環境	人材開発・ ダイバーシティ	ガバナンス・ コンプライアンス ・リスク管理	法的リスク管理 ・法令順守
代表取締役社長	武藤 公明						
常務取締役管理担当	山畑 喜義						
取締役足利工場長	小野塚 隆						
取締役営業本部長	柏瀬 高志						
取締役生産本部長	関谷 高志						
取締役監査等委員	鈴木 大介						
取締役監査等委員	政木 道夫						
取締役監査等委員	青木 眞徳						

【補充原則4 - 11 - 2 取締役の兼任状況】

当社は、社外役員の他社の役員兼務状況について常に把握しており、その状況は、招集通知「重要な兼職の状況」において開示しております。

す。また、兼職が多く当社の業務に差し障りがあるような該当者は、現状存在していません。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性についての分析・評価】

取締役会の実効性評価においては自己評価等の方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。2023年度においては、各取締役へのアンケート調査を実施し、その結果を2024年3月開催の取締役会にて報告、今後の課題や経営戦略について議論を行いました。その結果、取締役会の運営については、従来同様、議題に対する適切な意見の表明等がなされ活発な議論が行われていることが確認されました。一方でさらなる成長に向けた長期的な経営戦略の議論をさらに充実させていくことが必要であるとの認識をあらためて共有することができました。当社は、本実効性評価を踏まえて、取締役会の実効性をより高めていくべく不断の努力をしております。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役の支援体制・トレーニング方針】

取締役に対するトレーニング方針については下記の通りとしております。
・取締役は、適宜適切に社外セミナーや各種研修会等の利用を通じて、その職務を適切に果たすための知識の習得や更新を行い、能動的に情報を収集し研鑽を積むものとします。なお、セミナーの参加費等の費用については、会社負担で利用できるものとします。
・新任社外取締役に対しては、会社各部門を分掌する担当取締役および部門長より、その業務の内容・組織・状況等の説明を受ける機会を設けており、十分な理解を得ることができるものとします。また、同じように就任後においても、必要に応じて情報・知識の習得が可能な体制となっております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するためのIR活動を含む情報開示に取り組んでおり、株主との対話に関する基本方針として下記のように規定しております。

(株主等との対話者)

管理担当取締役が、当社における株主等との対話全般について統括し、建設的な対話の実現に努める。株主等との対話は、株主等の希望と面談の主な関心事項も踏まえ、合理的な範囲で、管理担当取締役や総務部長等が行う。

(対話を補助する社内体制)

株主等との建設的な対話に資するよう、社内のIR、企画、財務、経理、営業等の各部門が定期的に協議する等、有機的に連携する体制を構築する。

(対話の手段の充実に関する取り組み)

株主等の中長期的な視点による関心事項等も踏まえ、株主総会や年2回の決算発表に合わせた記者会見や当社ホームページにおける開示等の充実のほか、必要に応じて投資家向け説明会を実施し、建設的な対話の充実に努める。

(社内へのフィードバック)

IR部門と担当役員は、対話により把握した株主等の意見、関心事や懸念等を社外役員を含む取締役会にて定期的かつ適時に報告し、情報共有する。

(インサイダー情報の管理)

株主等との対話を行うにあたり、インサイダー情報の管理については、役員および従業員等による重要事実の管理に関する規則を定め、情報管理の徹底に努める。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社FUJI	320,900	10.12
明治安田生命保険相互会社	246,000	7.76
浜井産業取引先持株会	154,000	4.86
株式会社みずほ銀行	132,300	4.17
武藤 公明	100,860	3.18
ファナック株式会社	75,000	2.36
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	54,100	1.70
株式会社KMエンタプライズ	50,000	1.57
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILE FE	37,936	1.19
株式会社トミタ	31,900	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- ・上記のほか当社所有の自己株式293,291株があります。
- ・当社には、親会社、上場子会社はありません。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 大介			社外取締役の鈴木大介氏は、2024年6月まで当社資本上位会社である明治安田生命保険相互会社の100%子会社である明治安田収納ビジネスサービス株式会社のリスク管理・コンプライアンス部長でありましたが、明治安田生命保険相互会社および明治安田収納ビジネスサービス株式会社との保険契約等の取引は軽微であり、営業上の取引関係およびその他の利害関係はありません。	明治安田生命保険相互会社の出身であり、金融機関出身者としてその金融面の豊富な知識と経験から、常勤監査等委員として監査業務を行っていただくこととしており、社外取締役として適任と判断しております。 なお、明治安田生命保険相互会社は当社資本上位会社であります。明治安田生命保険相互会社出身の当社役員は他になく、営業上の取引関係およびその他の利害関係はありません。 また、鈴木大介氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断したため、独立役員として指定しております。
政木 道夫			社外取締役の政木道夫氏は、当社の顧問弁護士契約先のシティューワ法律事務所のパートナー弁護士であります。シティューワ法律事務所とは顧問弁護士の関係のみであり、営業上の取引関係およびその他の利害関係はありません。	法律面からコンプライアンス等当社経営について、有効な指針を示していただくとともに、監査等委員として法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって監査を行っており、社外取締役として適任と判断しております。 また、政木道夫氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断したため、独立役員として指定しております。
青木 眞徳			社外取締役の青木眞徳氏は、2016年5月まで当社資本上位会社である株式会社FUJIの100%子会社である株式会社アドテック富士の取締役会長でありましたが、株式会社アドテック富士および株式会社FUJIとは通常の取引のみであり、その他の利害関係はありません。	同じ工作機械メーカーの経営者としての経験を有し、その豊富な経験と幅広い知見から、監査等委員として企業全般の監視と有効な助言を行っており、社外取締役として適任と判断しております。 なお、株式会社FUJI出身の当社役員は他にありません。 また、青木眞徳氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断したため、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会専属の使用人を配置していませんが、監査等委員会からの情報提供等の要請がある場合にはすべての部署の担当者が対応することとしております。

また、監査等委員会補助者が必要である場合には、直ちに専属の使用人を選任する体制になっております。

さらに、取締役会の開催に際しては、社外取締役に事前に議案の通知を行うと同時に案件によっては、事前の説明等も実施しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人の連携につきましては、決算方針について適宜相互に確認を行い、会計監査人の工場実地監査に監査等委員が立ち会う等、其々の独立性を確保しつつ、機動的に対応しております。

また、監査等委員会、内部監査室長は、会計監査人から定期的に、監査報告・レビュー報告およびそれに付随した説明を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	同上	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役および執行役員等の経営幹部の選解任、報酬等の承認に係る取締役会の機能の独立性・客観性および説明責任を強化するため、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬諮問委員会を2018年11月に設置しております。直前事業年度(2023年4月1日～2024年3月31日)の指名・報酬諮問委員会は、役員報酬等に関する審議を1回、取締役への株式報酬の導入に関する審議を1回、取締役候補者の選任および執行役員の選任についての審議を1回開催し、その結果を取締役に答申しております。

なお、本委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 鈴木大介(社外取締役)、委員 政木道夫(社外取締役)、委員 青木真徳(社外取締役)、委員 武藤公明、委員 山畑喜義

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

独立役員森田 淳一郎氏は、直前事業年度(2023年4月1日～2024年3月31日)に開催された取締役会12回のうち、12回に出席し、また、同事業年度に開催された監査等委員会13回のうち、13回に出席している他、その他の重要会議にも出席し、業務執行を常にモニタリングすると同時に、経営上のリスク管理および監査上の観点からの発言を行っております。なお、2024年6月27日開催の第98回定時株主総会で、森田 淳一郎氏は任期満了により退任され、後任に鈴木 大介氏が就任いたしました。

独立役員政木 道夫氏は、直前事業年度(2023年4月1日～2024年3月31日)に開催された取締役会12回のうち、12回に出席し、また、同事業年度に開催された監査等委員会13回のうち、13回に出席している他、法令順守の観点および企業社会全般にかかわる法令上の観点から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

独立役員青木 真徳氏は、直前事業年度(2023年4月1日～2024年3月31日)に開催された取締役会12回のうち、12回に出席し、経営上の疑問

点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、同事業年度に開催された監査等委員会13回のうち、13回に出席し、監査に関する重要事項等の協議を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役報酬は金銭による基本報酬(賞与を含む。)と株式報酬(譲渡制限付株式報酬)であります。また、取締役(監査等委員)報酬は基本報酬のみであります。持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして株主のみならずと同じ目線で機能する客観性、透明性のある株式報酬制度も導入いたしました。直接的な業績連動方式ではないものの、中長期的な当社の成長に資する報酬制度であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1 役員報酬等の決定方針

役員報酬等の決定方針は、取締役会からの報酬案の諮問に対する、任意の指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役報酬等は取締役会の決議により、取締役(監査等委員)報酬等については監査等委員会の決議により決定しております。

2 役員報酬等の基本的考え方

当社の役員報酬等については、企業業績と企業価値の継続的な向上に資することを基本とし、企業理念および企業の存立目的の実現を達成しうる優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準ならびに報酬体系となるように制度設計をしております。

3 役員報酬等の内容

取締役報酬は金銭による基本報酬(賞与を含む。)と株式報酬(譲渡制限付株式報酬)であり、基本報酬は年額200万円以内、譲渡制限付株式報酬は年17,300株以内かつ年額100万円以内であります(監査等委員である取締役は対象外。)。また、取締役(監査等委員)報酬は基本報酬のみであり、年額50万円以内であります。

基本報酬の水準は外部専門機関の調査による他社水準を参考に、任意の指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、答申を受け、その答申内容を踏まえ取締役会、監査等委員会にて決定しております。賞与は、当社の連結業績に応じて、各取締役の役位、担当部門の業績を勘案し、任意の指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、答申を受け、その答申内容を踏まえ、取締役会にて決定しております。また、譲渡制限付株式は、各取締役の役位を勘案し、任意の指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、答申を受け、その答申内容を踏まえ、取締役会にて決定しております。

4 役員の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

役員の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、任意の指名・報酬諮問委員会が原案に基づいて決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会に答申しており、取締役会も基本的にその答申を尊重しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の額は、2024年6月27日開催の第98回定時総会において年額200万円以内と決議して

おります(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は5名です。

上記の報酬枠とは別枠として、2024年6月27日開催の第98回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として支給する金銭報酬債権の総額は年額100百万円以内と決議しております(監査等委員である取締役は対象外。)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は5名です。

当社監査等委員である取締役の報酬の額は、2016年6月29日開催の第90回定時総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、監査等委員専属の使用人を配置していませんが、監査等委員からの情報提供等の要請がある場合にはすべての部署の担当者が対応することとしております。

また、監査等委員会補助者が必要である場合には、直ちに専属の使用人を選任する体制になっております。

さらに、取締役会の開催に際しては、社外取締役に事前に議案の通知を行うと同時に案件によっては、事前の説明等も実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の重要な経営判断・業務執行等の決定につきましては、すべて「取締役会」に付議され、十分審議の上、決定されており、また、その執行の監査・監督は、取締役相互にて牽制機能を持って監視しております。

さらに、社外取締役3名により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するために、当該社外取締役(監査等委員)と内部監査室および会計監査人との連携や内部統制委員会の設置等の多面的な内部統制システムを構築、機能させております。

社外取締役は、独立性が高く、経営上の経験および高い知見を有する人材を登用しております。

当社は社外取締役に1名、弁護士を登用しており、法律面から当社経営についても有効なアドバイスをいただくとともに、経営の監視についても十分に力を発揮していただけるものと考えております。

したがって現状の体制で経営のチェック機能、監視機能は十分に機能しているものと考えます。

監査の機能強化につきましては、各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の計画・方針、業務の分担に従い、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、本社および主要な事業所の監査、取締役全員とのヒアリング等を積極的に実施し、監査等委員会に報告しております。

また、会計監査人から適宜報告および説明を受けております。

これらの監査結果を基に監査等委員会は、監査報告書を作成して、取締役会に報告しております。

会計監査の状況は、以下のとおりであります。

(1)業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

・渡邊 考志(八重洲監査法人):継続監査年数7年

・井口 智弘(八重洲監査法人):継続監査年数2年

(2)監査業務に係る補助者の構成

・公認会計士 9名

・その他 5名

(3)監査報酬の内容(監査証明業務に基づく報酬)26,200千円

上記以外の業務に基づく報酬はありません。

なお、2024年7月1日付で監査責任者が、渡邊 考志氏から三井 智宇氏に交代されました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由は、以下のとおりであります。

当社としましては、コーポレート・ガバナンスの実効性確保のために、内部監査室の設置や監査等委員会、内部監査室長と会計監査人との連携強化、内部統制委員会の設置及びその機能の拡充等の多面的な内部統制システムの構築、強化をはかっております。

また、2013年6月27日より、執行役員制度を導入しております。

これは、意思決定の迅速化と業務執行責任者の役割と責任を明確にし、業務執行自体の迅速化をはかるものであります。

さらに、社外取締役を3名体制とし、経営の透明性・健全性の確保の観点から、従来以上の業務執行を含めた経営の監視機能の強化もはかっております。

こうした取り組みにより、当社のコーポレート・ガバナンス体制は、「経営のチェック機能」「経営の監視機能」が十分に働く体制が構築し得ているといえます。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
その他	株主の利便性向上のため、株主の議決権行使にインターネット、スマートフォン等による「電子議決権行使」を導入

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、人事異動等の適時開示資料を掲載。 海外展示会への出展情報も「展示会一覧」として掲載中。 業務活動について「ニュース」「現場からの一言」欄等にて情報発信を推進中。 また、サステナビリティページを開設し取組を掲載。 「定時株主総会招集ご通知」については電子提供制度に対応。 投資家向け説明資料(動画)を掲載。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の行動規範、経営理念を盛り込んだ「基本方針」の中で「法令の遵守徹底」と「ステークホルダーのより高い満足」の追求を規定しております。
その他	適時開示に係る社内体制を整備、情報管理責任者を決め、会社情報の迅速・的確な開示体制をとっております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システムに関する基本的な考え方)

リスクマネジメントと一体をなす内部統制が、適切に構築・運用されることが、業務の効率性を高め、顧客や株主等の信頼性を向上させ、企業価値を高めることにつながり、また、コンプライアンス体制を整え、法令遵守を徹底することが、企業の社会に対する最低限の責任であるという認識のもと、積極的に取り組んでおります。

(内部統制システムの整備状況)

当社の内部統制システムは、「内部統制システムの整備に関する基本方針」(以下「基本方針」という)に基づき、社長を委員長とする「内部統制委員会」が設置され、内部統制システムの構築を統括・推進し、内部監査室が補佐・検証する体制としております。

この「基本方針」は、2006年5月に取締役会の決議により制定以来、整備の進捗に合わせて内容の加除・改訂を行っております。

具体的には、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が2015年5月1日より施行されたことに伴い、それ以前の2015年4月27日開催の当社取締役会の決議により、法令の趣旨を踏まえて、当社グループの業務の現状に即した見直しにより、実効性のあるものへと改訂しております。

また、2016年6月の監査等委員会設置会社への移行に伴い、2016年8月29日開催の当社取締役会にて、体制移行に伴う必要な条文の修正も実施済みであります。

当社は、この「基本方針」に基づき、法令・定款・各種規程に則って、業務権限と責任を明確にし、業務の適正性を確保していくよう、業務執行にあっております。

今後より効率的な内部統制システムの構築を目指して、現状の見直しを常に行い、継続的な改善をはかってまいります。

コンプライアンス体制の整備状況は、取締役または使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制構築として、「コンプライアンス基本規程」「内部通報規程」を整備し、運用中であります。

情報管理体制としては、取締役または使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の整備として、文書の保存および廃棄に関する「文書管理規程」に基づき、適正に運用中であります。

さらに、天災等も含めた不測の事態に対する備えも、「緊急対応規程」に基づき、「対策本部」を設置して対応するよう整備済みであり、反社会的勢力を排除する体制も外部専門機関との連携体制も含め構築済みであります。

また、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2021年度の期首から適用しておりますが、本基準等の適用に伴う内部統制システムの一部変更についても、実施済みであります。

このように、金融商品取引法およびその他法令に基づき、財務報告の適正性を確保するために、必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用中であります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、日頃から外部専門機関との連携・情報交換を密にし、不当な要求に対しては、組織として法的に毅然とした対応をすることを基本方針としております。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

具体的体制としては、対応窓口を総務部、総務部長に集約し、代表取締役、関係取締役、内部監査室等との社内連携体制を構築しております。

また、主として総務部により、外部専門機関(顧問弁護士、所轄警察署、特防連等)との連携を密にし、情報の一元管理ならびに共有をしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」について、2023年6月29日開催の当社第97回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認を得て継続しております。

なお、本買収防衛策の有効期限は2026年6月30日までに開催予定の当社第100回定時株主総会終結の時までとなります。

(1) 会社の支配に関する基本方針について

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主のみなさまが買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 買収防衛策導入の目的

本買収防衛策は、上記「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株券等に対して大規模な買付行為が行われた場合に、株主のみなさまがこれに応じるべきか否かについて適切な判断をするために必要な情報や時間が確保され、当社取締役会と買付者等との間の交渉等が一定の合理的なルールにしたがって行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、本買収防衛策を導入するものです。

なお、より詳しい本買収防衛策の内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.hamai.com>)をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

(1) 適時開示に係る社内体制等の状況

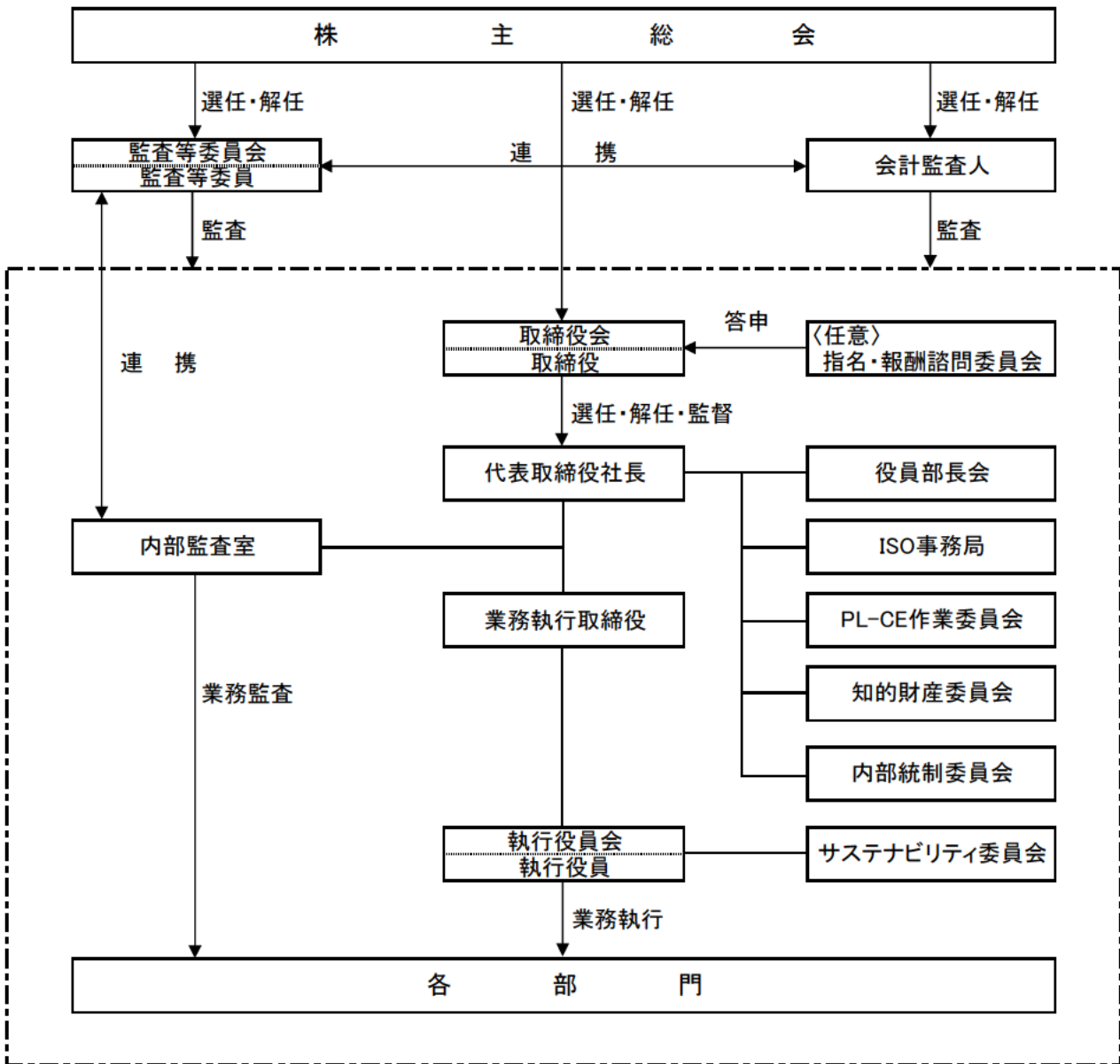
- 1 管理担当取締役を情報開示責任者とする。
- 2 重要な決定事項及び重要な発生事項に関する情報は、代表取締役社長を経由して情報開示責任者に伝達、集約される。
- 3 情報開示責任者は、集約された全ての各種会社情報について、適時開示規則等に照らして適時開示の要否を判定し、代表取締役社長の承認を受けると同時に、該当する場合は、情報保有者、関係部門に情報管理の徹底を指示する。
- 4 適時開示する情報を決定後、速やかに適時開示を行う。

(2) 適時開示に係る社内体制全体の監査

適時開示に係る社内体制全体については、監査等委員が次の方法で監査を実施する。

- 1 実施時期：年度中一回、なお必要に応じて随時実施する。
- 2 監査のポイント： 適時開示規則等に照らした報告内容の適切性
適時開示の日時

< コーポレート・ガバナンス体制 >



< 適時開示体制 >

